伊根町町営住宅入居募集案内書

本庄宇治団地

伊根町役場地域整備課

【 募 集 の 概 要 】

1．受　付　期　間	令和8年11月26日（木）　から 令和8年12月9日（水）　まで
2．受　付　時　間	8時30分～17時15分 （土曜日、日曜日及び祝日、振替休日は閉庁です。）
3．受　付　場　所	伊根町役場　地域整備課　（電話　0772-32-1000） 〒626-0493　京都府与謝郡伊根町字日出651
4．申　込　方　法	原則、必要書類はご持参ください。 ※郵送も可能としておりますが、必ず事前にご連絡ください。 令和8年12月9日 必着
5．必　要　書　類	□町営住宅入居申込書 （この案内書の後部に添付してあります。） □入居者全員の住民票 （**世帯主との続柄の記載**されたもの。）
※申込書に「個人番号」を記載することで省略できます。必要書類はp3に記載されています。	□所得を証明する書類 （令和8年度課税証明書【令和7年1月1日～令和7年12月31日分】） □市町村税を納税している証明書（直近のもの） （納税証明書等）
6．応募住宅及び戸数	別途住宅の概要（１７ページ）に記載してあります。
7．入　居　の　時　期	令和8年12月中旬以降 手続について・・・　入居決定日から10日以内 入居について・・・　入居可能日から30日以内

【 申 込 資 格 】

1．現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む）があること。ただし、単身者は同居親族があるものとみなされます。

＊ 入居の際全員(事実上婚姻と同様の関係にある人又は婚約者を含む)が同時に入居できること。(同居親族が婚約者である場合は、申込みの日から４ヶ月以内に婚姻するものに限ります。)

＊ 入籍していない場合は、婚姻誓約書を提出すること。

＊ 申込み後、申込書記載の同居親族の変更(出生、死亡の場合は除く。)は認められません。

＊ 婚約者が変わった場合は、申込みを無効とします。

＊ 家族を不自然に分割した申込みは認められません。
(特別の事情がない限り、父母、夫婦の分離、兄弟入居は認められません。)

2． 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

3．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4．入居後、入居者全員の住民登録を入居住宅住所地で行うこと。

5．町長が認める（次の条件を兼ね備える）連帯保証人が1名あること。

○ 入居申込者と同程度以上の収入を有する者
○ 入居決定後に契約書に実印を押印し、印鑑登録証明書を付して提出できる者
○ 賃貸借契約締結後に生じる債務負担に係る極度額の支払い能力がある者
※極度額は入居時家賃の10か月

6．地方税等を滞納していないこと。

7．公営住宅法及び伊根町営住宅設置及び管理条例で定められた収入であること。

（詳しくは８～１６ページの収入基準をご覧ください。）

【 申 込 み 】

１．期　間　　令和８年11月26日（木）　から
令和８年12月９日（水）　まで

２．時　間　　8時30分～17時15分
（土曜日、日曜日及び祝日、振替休日は閉庁です。）

３．方　法　　原則、必要書類はご持参ください。
※郵送も可能としておりますが、必ず事前にご連絡ください。
令和8年12月9日 必着

４．提出先　　〒626-0493　京都府与謝郡伊根町字日出651
伊根町役場　地域整備課　宛て

５．必要書類

①町営住宅入居申込書（この案内書の後部に添付）
②入居予定者全員（婚姻者を含む）の住民票（または外国人登録済証明書）
（世帯主との続柄の記載されたもの）
③所得を証明する書類（令和7年度課税証明書）
※証明を受ける年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村で発行
④市町村税を納税している証明書（直近のもの）

③、④の必要書類は、「個人番号」を①に記載することで省略できます。

※個人番号記載の場合、以下の証明書等の確認が必要となります。
◎個人番号カードをお持ちの方
□個人番号カードの提示【郵送の場合表裏の写し】
◎個人番号通知カードをお持ちの方
□個人番号通知カードの提示【郵送の場合表裏の写し】
□顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）の提示【郵送の場合表裏の写し】
→顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、次の身分証明書が2点以上必要となります。
健康保険証、年金手帳、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証等【郵送の場合いずれも表の写し】
□町外の方は、個人番号を利用される場合の取扱い同意書（この案内書の後部に添付）の提出が必要です。

〈無収入の方〉

無収入の方は、市・町役場の発行する所得証明又は被扶養者であることがわかる書類（健康保険証の写し等）を提出してください。

（生活保護を受けている方は生活保護受給証明書を、大学・短期大学・各種学校に在学中の方は在学証明書を提出してください。）

<給与所得の方>

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前から引き続き勤務されている方	令和7年1月1日以前から令和7年12月31日まで	令和8年度課税証明書	証明を受ける年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村
令和7年1月2日以降に就職し、申込み時までに1年以上経っている方〃）	申込月の前月からさかのぼった1年間	令和8年度課税証明書	証明を受ける年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村
		給与支払証明書（別添）	勤務先（証明書押印のものに限る）
勤務してから1年未満の方	就職した月の翌月から申込月の前月まで	給与所得証明書（別添）	勤務先（証明書押印のものに限る）

※勤務後1年未満の方の年間総収入金額算出方法

$$\frac{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの総収入金額－賞与}}{\text{勤務した翌月から申込月の前月までの月数}} \times 12\text{ヶ月}+\text{賞与}=\text{推定年間総収入金額}$$

＜事業所得の方＞

現在の職場	収入の計算期間	証明書の種類	証明先
令和7年1月1日以前に開業し、引き続き営業されている方	令和7年1月1日以前から令和7年12月31日まで	令和8年度課税証明書	証明を受ける年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村
		営業実績明細書	本人による証明
令和7年1月2日以降に開業し、申込み時までに1年以上経っている方	申込月の前月からさかのぼった1年間	令和8年度課税証明書	証明を受ける年の1月1日時点で住民登録をしていた市区町村
		営業実績明細書 総収入－必要経費 ＝所得を月別に記入	本人による証明
現在の事業を開業後、申込時までに1年未満の方	開業した月の翌月から申込月の前月まで	営業実績明細書 総収入－必要経費 ＝所得を月別に記入	本人による証明

※勤務後1年未満の方の年間総収入金額算出方法

$$\frac{\text{開業した翌月から申込月の前月までの総収入金額－必要経費}}{\text{開業した翌月から申込月の前月までの月数}} \times \text{１２ヶ月＝推定年間総所得金額}$$

○扶養親族に変更のある方

令和８年１月１日　以降申込み日までに扶養親族等控除関係に変更のあった方は、変更のあったことのわかる書類（健康保険証の写し等）を提出してください。

＜申込についての注意＞

1．次のような場合は、申込みをされても失格となります。
（1） 申込書、証明書、その他必要書類の記載内容について証明ができないとき。
（2） 事実と違うことを書いて申込んだとき。
（3） 住民票、所得証明書、その他町が指定した必要な書類を提出されないとき。

2．自家所有者の申込について
自家所有者は、原則として申込むことはできませんが、売却等により申込の月から4ケ月以内に自家所有者でなくなる方は、申込むことができます。
但し、次の書類を期限までに提出することが必要です。
（1） 媒介契約書等　・・・　申込時提出
（2） 不動産売買契約書の写し又は所有権移転登記後の登記簿謄本
（申込みの月から3ケ月以内に提出すること。）

○そ　の　他

申込書の書き方は7ページをよく読んでください。
提出された書類は返却できませんのでご承知ください。

○申込書の書き方について

1.　各欄に記入のないもの、記載内容が不明瞭で判明し難いものや、事実と違った場合は、申込が無効となります。

2.　「現住所」は現在住んでいる場所を記入してください。アパート・寮等に住んでいる方はその名称、部屋番号を、他人の家に同居・間借り等をしている方はその家の名称を必ず記入してください。

3.　「勤務先:住所」は現在通勤している場所を記入。例えば、営業所勤務の場合は、営業所の場所を記入してください。(一時的な通勤先は除く。)

4.　「入居者家族」欄は、続柄・収入額を正確に記入してください。
また、婚約者の場合は「婚約者」と記入してください。

5.　「申込者給与証明書」は、勤務先に記入していただいてください。

○その他の注意

1.　住宅団地内では、住宅の管理上支障になる動物の飼育はできません。

2.　町営住宅には、無断で他の親族を同居させることはできません。

3.　その他、町営住宅管理条例・規則及び町の指示に従わなければなりません。

○収入基準

１【年間総収入金額による基準早見表（１）（１１ページ）】でみる場合
申込家族の中で給与所得が1人で控除対象者がいない場合。

２【年間総所得金額による基準早見表（２）（１１ページ）】でみる場合
前記1以外の場合であって例えば
①申込家族の中に給与所得者が2人以上いる場合
②事業所得者の場合
③申込家族の中に給与所得・事業所得・年金所得等複数の所得者がいる場合
④申込家族の中に控除対象者がある場合

３【裁量階層（１１ページ　早見表（1）（２）共通）】の該当者
裁量階層に該当する世帯は、12ページに掲げる世帯です。

○「年間所得金額」の求め方

１　給与所得者の場合
次表により「年間収入金額」から「年間所得金額」を算出します。

【年間所得金額算出のしかた】

年間総収入金額	年間所得金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 ～ 1,619,000円未満	総収入金額　－　650,000円
1,619,000円以上 ～ 1,620,000円未満	総収入金額　－　969,000円
1,620,000円以上 ～ 1,622,000円未満	総収入金額　－　970,000円
1,622,000円以上 ～ 1,624,000円未満	総収入金額　－　972,000円
1,624,000円以上 ～ 1,628,000円未満	総収入金額　－　974,000円
1,628,000円以上 ～ 1,800,000円未満	総収入金額×0.6
1,800,000円以上 ～ 3,600,000円未満	総収入金額×0.7－　180,000円
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	総収入金額×0.8－　540,000円
6,600,000円以上 ～10,000,000円未満	総収入金額×0.9－1,200,000円

※　端数整理の方法（年間収入金額が1,628,000円以上6,600,000円未満の場合のみ）年間収入金額を4,000で除し、出た数の小数点以下を切捨て、4,000を乗ずる。

（例）2,859,999円の場合
2,859,999÷4,000＝714.99･･･　714×4,000＝2,856,000円

２　事業所得者の場合

年間総収入金額から必要経費を控除した額。

３　年金所得者の場合

次表により「年間年金総収入金額」から「年間年金所得金額」を算出します。
（2人以上の場合はそれぞれ算出したものを合算のこと。）

受給者の年齢	年間総収入額（Ａ）	年間年金所得金額
６５歳未満の者	700,000円以下	年間年金所得　＝　0
	700,001円から1,299,999円まで	(A)－70万円　＝年間年金所得
	1,300,000円から4,099,999円まで	(A)×0.75－ 37.5万円 ＝年間年金所得
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A)×0.85－ 78.5万円 ＝年間年金所得
	7,700,000円以上	(A)×0.95－155.5万円 ＝年間年金所得
６５歳以上の者	1,200,000円以下	年間年金所得　＝　0
	1,200,001円から3,299,999円まで	(A)－120万円　＝年間年金所得
	3,300,000円から4,099,999円まで	(A)×0.75－ 37.5万円 ＝年間年金所得
	4,100,000円から7,699,999円まで	(A)×0.85－ 78.5万円 ＝年間年金所得
	7,700,000円以上	(A)×0.95－155.5万円 ＝年間年金所得

４　申込家族の中に前記１～３にかかる複数の所得者がある場合

それぞれ算出し合算した額を合算します。

５　控除対象者がある場合

前記1～4により算出した額からそれぞれ次ページに該当する控除額を差し引きます。

【収入計算で控除する種類と控除額】

種　　類	要　　件	控　除　額
老人控除対象 配　偶　者 老人扶養親族	入居者を除く家族で、70歳以上の人	1人につき10万円
特定扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人	1人につき25万円
障　害　者	イ　身体障害者手帳の交付を受けている人 ロ　戦傷病者手帳の交付を受けている人 ハ　精神保健指定医等の判定により精神薄弱者と判定された人 ニ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人	1人につき27万円
特別障害者	イ　身体障害者手帳の交付を受けている人で1級又は2級に該当する人 ロ　戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までに該当する人 ハ　原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受 けた人 ニ　心神喪失の状況にある人又は精神保健指定医等の判定により重度の精神薄弱者と判定された人 ホ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級に該当する人	1人につき40万円
寡　　婦	下記の「ひとり親」に当てはまらない人で、次のイ～ロのずれかに当てはまる人 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定人がいる場合は対象外 イ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ロ 夫と死別した後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万以下の人	その者に所得がある場合27万円 その者の所得金額が27万円未満の場合はその金額
ひとり親	現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明などの人で次のイ～ロのいずれかに当てはまる人 イ 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がおり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていないこと ロ 合計所得金額が500万円以下であること	その者に所得がある場合35万円 その者の所得金額が35万円未満の場合はその金額

【年間総収入金額による基準早見表（１）】

単位:円

種別	収入区分	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）				
		０人	１人	２人	３人	４人
町営住宅	①	0 ～ 2,967,999	0 ～ 3,511,999	0 ～ 3,995,999	0 ～ 4,471,999	0 ～ 4,947,999
裁量階層	②	0 ～ 3,887,999	0 ～ 4,363,999	0 ～ 4,835,999	0 ～ 5,311,999	0 ～ 5,787,999

種別	収入区分		
		５人	６人
町営住宅	①	0 ～ 5,423,999	0 ～ 5,875,999
裁量階層	②	0 ～ 6,263,999	0 ～ 6,719,999

【年間総所得金額による基準早見表（２）】

単位:円

種別	収入区分	同居親族及び扶養親族（申込者を除く）				
		０人	１人	２人	３人	４人
町営住宅	①	0 ～ 1,896,000	0 ～ 2,276,000	0 ～ 2,656,000	0 ～ 3,036,000	0 ～ 3,416,000
裁量階層	②	0 ～ 2,568,000	0 ～ 2,948,000	0 ～ 3,328,000	0 ～ 3,708,000	0 ～ 4,088,000

種別	収入区分		
		５人	６人
町営住宅	①	0 ～ 3,796,000	0 ～ 4,176,000
裁量階層	②	0 ～ 4,468,000	0 ～ 4,848,000

【裁量階層】

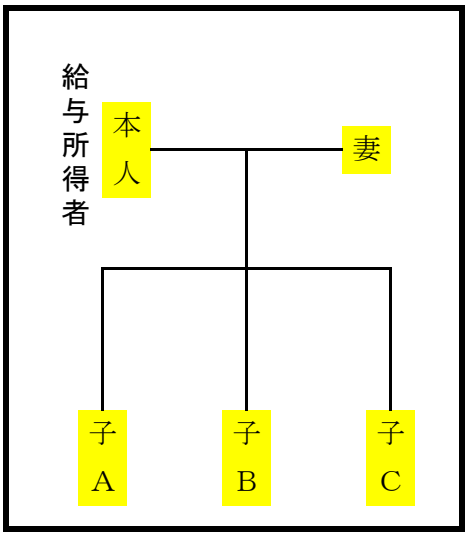
次のいずれかに該当する世帯については、年間総収入金額または年間総所得金額【11ページ 基準早見表(1)、(2)】が収入区分欄②の金額となります。

世帯区分	要　　件	必 要 書 類
障害者	イ　申込者又は同居親族が身体障害者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級から4級まで	身体障害者手帳の写し
	ロ　申込者又は同居親族が精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている場合（障害の程度が1級又は2級）	精神障害者保健福祉手帳の写し
	ハ　ロに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる精神薄弱者	療育手帳の写し
高齢者等	イ　申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上である場合又は、18歳未満の者である場合 ロ　申込者が60歳以上の者（単身者）	世帯全員の住民票
戦傷病者	申込者又は同居親族が戦傷病者手帳の交付を受けている場合（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は、第1款症であること）	戦傷病者手帳の写し
原子爆弾被爆者	申込者又は同居親族が厚生大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者である場合	特別手当証書の写し
引揚者	申込者又は同居親族が海外からの引揚者である場合（引き揚げた日から起算して5年以内に限る。）	厚生労働大臣の引揚者証明書 又は支給決定通知書 （自立支度金）の写し
児童	同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合	住民票

収 入 基 準 の 算 出 方 法 例

注 ： 同居親族数に申し込み本人は含みません。

計算例　　1



1．年間総収入金額

（本人）450万円

2．同居・扶養親族

（同居親族　　4人）

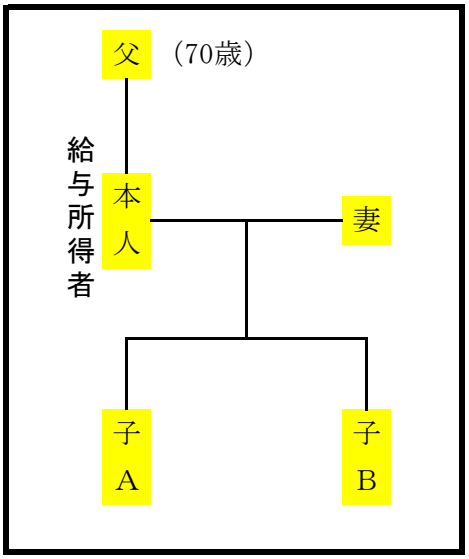
3．収入基準

基準早見表（1）---11ページ

4人欄（0円～4,947,999円）

該　　当

計算例　　2



1．年間総収入金額

（本人）240万円

2．年間総所得額

240万円×0.7－18万円＝150万円

3．控除額

（老人扶養親族）　10万円

150万円－10万円＝140万円

4．同居・扶養親族

（同居親族　　4人）

5．収入基準

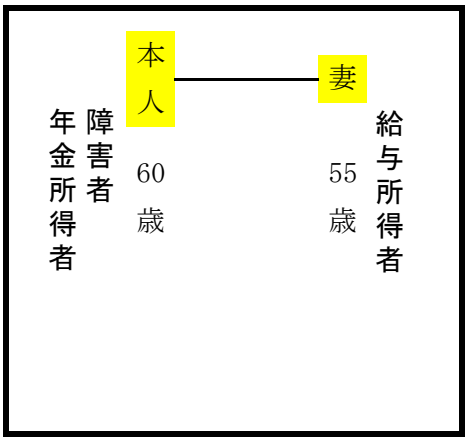
基準早見表（2）---11ページ

4人欄（0円～4,088,000円）

該　　当

※控除される項目があるときは収入を所得に換算（P.8～9）してください。

計算例　３



１．年間年金 ・ 給与総収入金額

（本人）１６０万円

（ 妻 ）２００万円

２．年間年金 ・年間所得額 --- 8～9ページ

（本人）160万円×0.75－37万5千円

＝82万5千円

（ 妻 ）200万円×0.7－18万円

＝122万円

82万5千円＋122万円＝ 204万5千円

３．控除額 ---- 10ページ

（障害者・本人）　27万円

204万5千円－27万円 = 177万5千円

４．同居・扶養親族（同居親族１人）

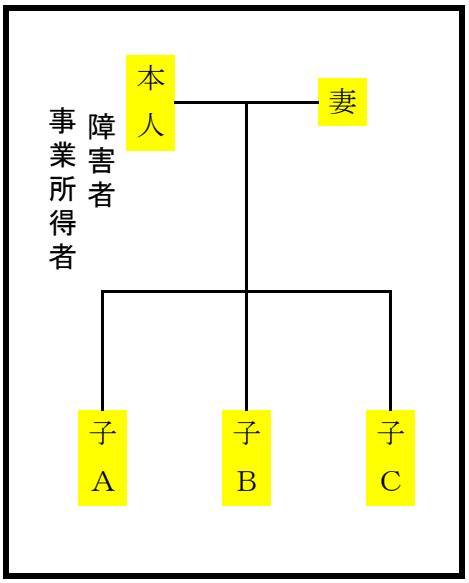
５．収入基準

基準早見表（２）---11ページ

１人欄（0円～2,276,000円）

該　当

計算例　４



１．年間総収入金額

（本人）450万円

２．控除額

（障害者）　27万円

240万円-27万円 ＝213万円

３．同居・扶養親族

（同居親族　4人）

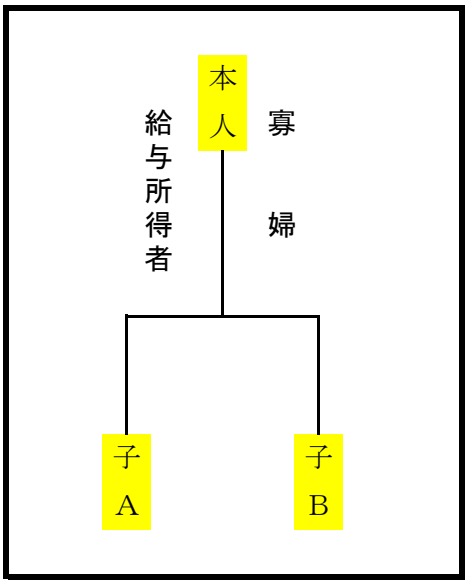
４．収入基準

基準早見表（２）---11ページ

４人欄（0円～4,088,000円）

該　当

計算例　５



１．年間総収入金額

（本人）　200万円

２．年間総所得金額

200万円×0.7－18万円＝122万円

３．控除額

（寡婦）　27万円

122万円－27万円＝ 95万円

４．同居・扶養親族

（同居親族　２人）

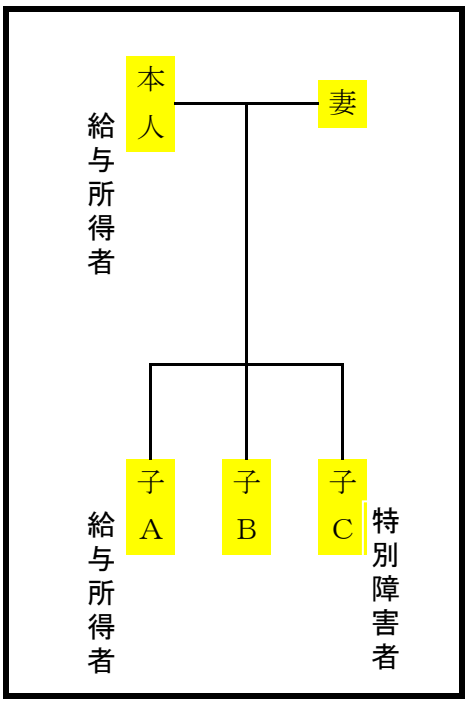
収入基準

基準早見表（２）---11ページ

２人欄（0円～2,656,000円）

該　当

計算例　６



１．年間総収入金額

（本人）　430万円

（子Ａ）　164万円

２．年間総所得金額

（本人）　430万円×0.8－54万円

＝　290万円

（子Ａ）　164万円×0.6＝　98万4千円

290万円＋98万4千円 ＝ 388万4千円

３．控除額

（特別障害者）　40万円

388万4千円－40万円

＝348万4千円

４．同居・扶養親族

（同居親族　４人）

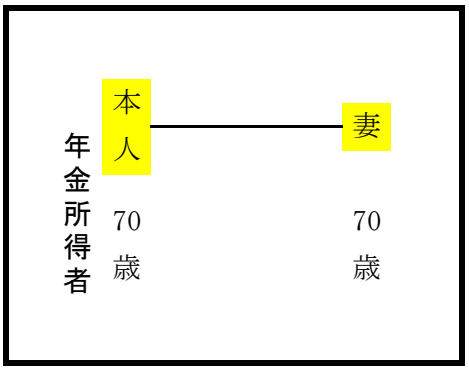
収入基準

基準早見表（２）---11ページ

４人欄（0円～4,088,000円）

該　当

計算例　　7



１．年間年金 ・ 給与総収入金額

（本人）２３０万円

２．年間年金所得金額

230万円×0.7－18万円

＝143万円---　（A）

３．控除額 ---- 11ページ

（老人控除対象配偶者）10万円 ---（B）

143万－10万＝133万円

４．同居・扶養親族

（同居親族　　１人）

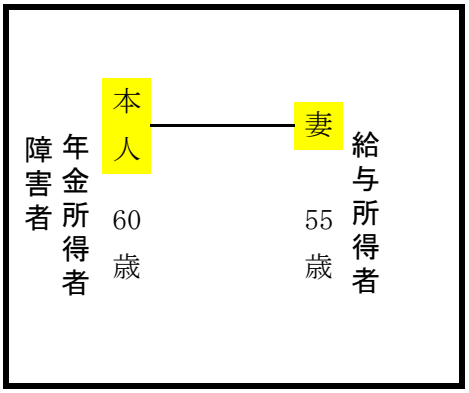
５．収入基準

基準早見表（２）---11ページ

１人欄（0円～2,948,000円）

該　　当

計算例　　8



１．年間年金 ・ 給与総収入金額

（本人）１６０万円　---年金

（ 妻 ）２００万円　---給与

２．年間年金 ・ 給与所得金額等

（本人）　160万円×0.75－37万5千円

＝82万5千円　---（A）

（ 妻 ）　200万円×0.7 -18万円

＝122万円　　---（B）

３．控除額 ---- 11ページ

（障害者 ・ 本人）　27万円 ---（C）

（A）＋（B）－（C）＝ 177万5千円

４．同居・扶養親族

（同居親族　　１人）

５．収入基準

基準早見表（２）---11ページ

１人欄（0円～2,948,000円）

該　　当

住宅の概要

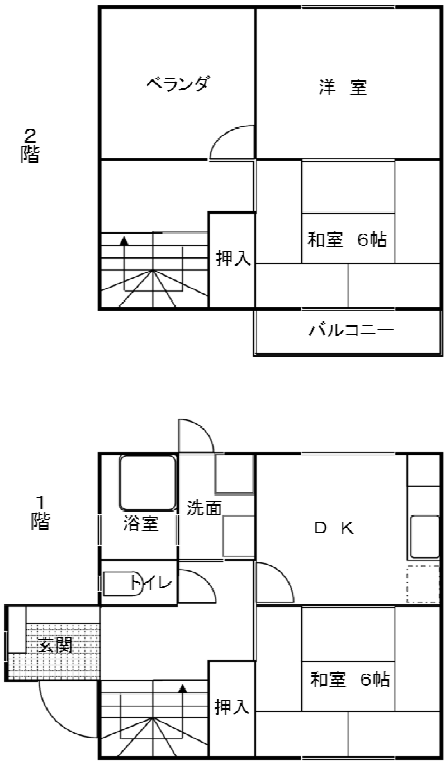
名　　称　　公営住宅本庄宇治団地

所　在　地　　伊根町字本庄宇治261番地

構　　造　　RC　2階建

間取り及び場

平面図



付近見取り図



募　集　戸　数　　1 戸

家　　賃　　17,700～47,000 円

敷　　金　　家賃の3ヵ月分